

自動車販売業者の皆様へ



©2014 大阪府もずやん

おおむね 10 台以上の

自動車税（種別割）納付書の請求についてのお知らせ

令和 5 年 3 月 1 日から、おおむね **10 台以上**の自動車税（種別割）納付書の交付請求について『**大阪府行政オンラインシステム**』での受付を開始しています！

マイページで手続きの処理状況の確認をすることができ、ますます便利に♪

ご利用方法

1 大阪府行政オンラインシステムで利用者登録

大阪府行政オンラインシステムで、「**事業者**」として利用者登録します。

※「個人」として登録を行うと交付請求をすることができません。

利用者登録の手順など、システム操作については下記ホームページをご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/digital_gyosei/tetsuduki_online/index.html

利用者登録の手順



2 大阪府のホームページから交付依頼書をダウンロード

大阪府のホームページ（府税あらかると）から納付書の交付依頼書をダウンロードします。

必ず下記ホームページの「注意事項」等をご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nofusho_tairyo.html交付依頼書
ダウンロード

3 交付依頼書の作成・オンラインシステムからの送信

交付依頼書を作成し、大阪府行政オンラインシステムを通じて送信します。

※FAX による受付は送信先誤り等のトラブルを防止する観点から対応しておりません。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>大阪府行政
オンラインシステム

4 納付書の受取

受付の翌日から3営業日以内に、納付書を発送します。

郵便事情により、お手元に届くまでに時間がかかる場合があります。

※納付書の枚数が50枚を超える場合は、納付書作成に時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。